

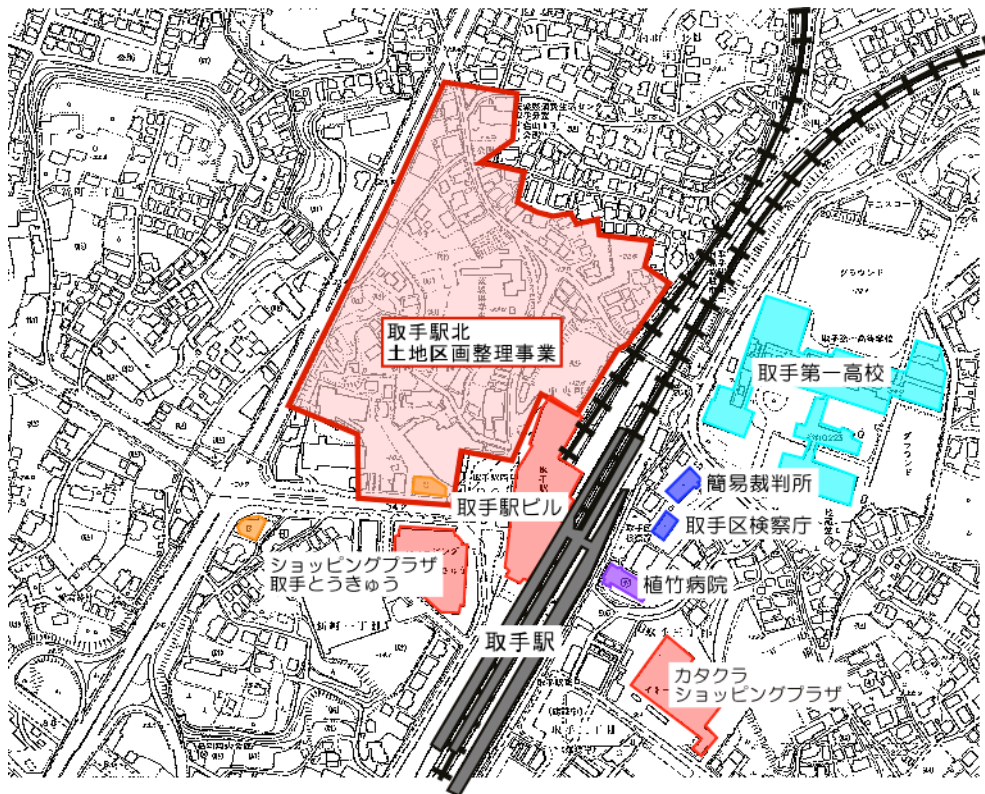
### 3 その他考慮すべき事項

重点整備地区における重点的かつ一体的なバリアフリー化を図るため、「実施すべき特定事業・その他の事業」と合わせて、以下の事項についても配慮しつつ全市的にバリアフリー化を推進する。

#### ①取手駅北土地地区画整理事業と一体的・連続的な一般交通用施設等の整備

- 【事業主体】 取手市
- 【事業期間】 平成5年度～平成20年度
- 【施工地区】 6.5ha
- 【計画概要】
  - 複合的立体駐車施設の建設
  - 歩行者デッキの拡張
  - 情報交流施設の建設
  - 芸術館（仮称）の建設
  - 高齢者世話付住宅の建設

#### ■取手駅北土地地区画整理事業の位置及び区域



#### ②大規模な公園・緑地内のバリアフリー化の推進

取手駅周辺の重点整備地区に隣接する取手緑地公園内については、市民の憩いの場として歩行者が安心して集えるように、歩道舗装面の勾配や凹凸の改善による路面の平坦化、誘導案内施設の整備等バリアフリー化に配慮した整備を進める。

さらに、重点整備地区以外でも、市内に点在する戸頭公園等の大規模な公園・緑地については、敷地内のバリアフリー化を進め、誰もが安全・安心して歩行可能な環境づくりを行っていく。

### ③行政による公共交通サービスの充実

取手市においても今後、高齢社会が進展する中で、移動の制約がある人の比率が高くなることから、地域特性や、通院・公共施設利用・買物等の利用者ニーズに応じて適切に交通サービスを提供することが必要である。このため、民間バス事業者のバス路線を補完するように、コミュニティバスなど取手市独自の運行について検討する。

また、こうした乗合型の交通サービスが利用困難な人には、福祉施策の観点からも乗合タクシー<sup>※12</sup>、個別輸送サービス（STS：スペシャルトランスポートサービス<sup>※13</sup>）の提供についても検討を進めていく。

### ④公共施設周辺及び移動経路等のバリアフリー化の推進（その他の整備を要する路線等）

重点整備地区における特定経路以外の以下の経路等について、歩道の整備状況、高齢者や身体障害者等の利用実態等により選定した上で、「その他の整備を要する路線」として位置付け、重点整備地区の整備方針に準じて優先的にバリアフリー化を進めるものとする。

#### ア．関東鉄道常総線各駅から徒歩圏内にある公共施設までの経路

関東鉄道常総線の各駅から徒歩でアクセス可能な公共施設として、市役所、老人福祉センター「あけぼの」及び勤労青少年センター・働く婦人の家などがある。最寄りの駅からこれら施設に至る移動経路については、歩道設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置及び音響式信号機の設置等の整備を順次進めていくものとする。

なお、特定旅客施設以外の関東鉄道常総線各駅についても、駅構内のバリアフリー化を推進する。

#### イ．市内の公共施設等の周辺及び最寄りのバス停留所から公共施設等に至る経路

鉄道駅から徒歩圏外にある公共施設等については、路線バス、福祉施設巡回バス等の利用のほか、自家用車等による送迎が想定される。このため、これらの公共施設等の周辺及び最寄りのバス停留所から公共施設等に至る経路においても、歩道設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置及び音響式信号機の設置等の整備を順次進めていくものとする。

また、これらの整備に合わせて、現在運行中の福祉施設巡回バスの路線見直し・拡大、サービス水準の向上等により、公共施設等の利用者の利便性向上を図るものとする。

### ⑤公共施設内のバリアフリーと職員へのバリアフリーに対する理解と意識の向上

公共施設内のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリーに対する取手市をはじめとするさまざまな関係機関職員の理解と意識の向上を図るため、研修等を実施し、福祉やまちづくりなどの視点からバリアフリーの技術等に関する調査・研究を行う。

### ⑥民間建築物のバリアフリーに対する行政による支援の推進

バリアフリー化を推進するにあたって、移動経路から大規模店舗等の主要施設内までスムーズに移動できることが重要である。このため、民間建築物のバリアフリーに対して、行政としても支援・相談等を実施し、民間建築物と歩道との境界部での段差改善や施設内のバリアフリー化等を推進していく。

※12 ワンボックスカー（定員9人以下）等を利用して乗合運行するもので、既存のバスサービスだけではカバーしきれないニーズに対応し、短い停留所間隔で一定以上の運行頻度でサービスするものをいう。

※13 高齢者、身体障害者等の移動に困難を伴う層に限定して、送迎サービスなどを行う交通システムのことをいう。